

Ⅲ 応募される方へ

1 応募の前に行っていただくべきこと

応募の前に行っていただくべきことは、

- (1) 応募資格の確認
- (2) 研究者情報登録の確認
- (3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得

の3点です。

(1) 応募資格の確認

科研費への応募は、応募資格を有する者が研究代表者となって行うものとします。

応募資格は、下記の①及び②を満たすことが必要です。

平成26年度より、日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）が受入研究機関において下記の応募要件を満たす場合には、特別研究員奨励費以外の一部研究種目にも応募が可能となりました。（「重複制限一覧表」参照）

なお、複数の研究機関において応募資格を有する場合には、複数の研究機関からそれぞれ同時に応募することは可能ですが、その際には、重複制限の取扱い（23頁参照）に注意してください。

また、日本学術振興会特別研究員（DC）及び外国人特別研究員、大学院生等の学生は科研費に応募することができません（注）。このため、学生については、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与されている場合であっても、応募することはできませんので、御注意ください。

（注）所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する者については、ここでいう「学生」には含まれません。

- ① 応募時点において、所属する研究機関（注）から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合は除く。）

（注）研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

（参考）研究機関が満たさなければならない要件（38頁参照）

<要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成26年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

科研費により雇用されている者（以下「科研費被雇用者」という。）は、通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務（以下「雇用元の業務」という。）に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることができる時間が十分確保されていること

また、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として、応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退する場合があります。
- ・ 研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

（２）研究者情報登録の確認（e-Rad）

今回公募する研究種目に応募しようとする研究代表者は、応募書類の提出期限時に応募資格を有する者であって、かつe-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていなければなりません。

そのため、**応募に当たっては、まず、e-Radへの登録内容の確認を行っていただく必要があります。**

e-Radへの登録は、所属する研究機関がe-Radにより手続きを行うため、研究代表者は、所属する研究機関が行う登録手続（研究機関内での登録期限や現在の登録状況の確認方法等）について、所属する研究機関に確認してください（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）。

（３）電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得

応募に当たっては、e-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成する必要があるためID・パスワードを取得していない場合は、所属する研究機関からe-RadのID・パスワードの付与を受けてください。

なお、一度付与されたID・パスワードについては、研究機関を異動しても使用可能です。

（参考）日本学術振興会が公募する「研究活動スタート支援」について

「研究活動スタート支援」は、研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者など、今回の公募に応募できない者を支援するものです。

この研究種目の平成26年度公募は、平成26年3月に予定しており、その応募要件は、

- | |
|---|
| <p>①文部科学省及び日本学術振興会が平成25年9月に公募を行う研究種目（※）の応募締切日（平成25年11月8日）の翌日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得たため、当該研究種目に応募できなかった者</p> <p>②平成25年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が平成25年9月に公募を行う研究種目（※）に応募できなかった者</p> |
|---|

とする予定です（詳細は、平成26年3月の公募要領を確認してください。）。

e-Radへの研究者情報の登録等は研究機関が行うこととしていますので、上記①の対象となる可能性がある研究者は、研究機関の事務担当者との連絡をとるなどして適切に対応してください。

（※）平成26年度科研費のうち「新学術領域研究」、「特別推進研究」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究」のことをいいます。

（注）日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）が受入研究機関において応募資格を付与された場合であっても、研究活動スタート支援への応募は認められません。

2 重複制限の確認

科研費に応募しようとする研究者は、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認する必要があります。

(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「審査区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること、等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

今回公募する研究種目においても重複制限が設けられていますので、応募に当たっては、以下の記述と25頁～27頁に示す「重複制限一覧表」を十分確認してください。

なお、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（5頁参照）に示される「不合理な重複」の考え方に該当する場合には、審査の段階で「不合理な重複」と判断される可能性がありますので、研究計画調書を作成する際には、十分にご留意ください。

(2) 重複応募・受給の制限

- ① 同一の研究種目に2つの研究課題に応募しようとする場合（「新学術領域研究（研究領域提案型）」について同一の研究領域に応募しようとする場合）

「新学術領域研究（研究領域提案型）」について、一人の研究者が同一の研究領域に応募できるのは、研究代表者、研究分担者を問わず、1研究課題です（継続研究課題を有する場合、同一の研究領域に新規研究課題に応募することはできません。）。

ただし、「計画研究」の研究代表者は「総括班」の研究分担者又は連携研究者として必ず参画しなければなりません。また、「計画研究」の研究分担者は、必要に応じて「総括班」に参画することができます。

（表中の「—」に該当するケース）

- ② 2つの研究課題について、どちらも「研究代表者」として応募しようとする場合
【「研究代表者→研究代表者」型】

一人の研究者が2つの研究課題にそれぞれ研究代表者として重複応募しようとする場合、次のアからエの種類による重複の制限があります。

ア 一つの研究課題にのみ応募できる場合（表中の「×」に該当するケース）

イ 継続研究課題を実施させるため、新規研究課題の応募ができない場合（表中の「▲」に該当するケース）

ウ 双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

〔表中の「■」については、甲欄の研究種目が優先されます。
「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。〕

エ 新学術領域研究（研究領域提案型）の公募研究への応募を2件（同一領域は不可）まで認める場合
（表中の「◆」に該当するケース）

**③ 研究代表者として応募する研究者が、他の研究課題の研究分担者として参画しようとする場合
【「研究代表者→研究分担者」型】**

一人の研究者がある研究課題に研究代表者として応募するとともに、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、あるいは、既にある研究課題の研究代表者となっている研究者が他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、通常、自由に両方の課題に応募できます。

ただし、一部ですが、次のア、イの種類による重複の制限があります。

ア 一つの研究課題にのみ応募できる場合 （表中の「×」に該当するケース）

イ 継続研究課題を実施させるため、新規研究課題の応募ができない場合
（表中の「▲」に該当するケース）

**④ 研究分担者として参画する研究者が、他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合
【「研究分担者→研究代表者」型】**

一人の研究者がある研究課題に研究分担者として参画するとともに、他の研究課題の研究代表者としても応募しようとする場合、あるいは、既にある研究課題の研究分担者となっている研究者が他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合も、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、一部ですが、次のアからウの種類による重複の制限があります。

ア 一つの研究課題にのみ応募できる場合 （表中の「×」に該当するケース）

イ 継続研究課題を実施させるため、新規研究課題の応募ができない場合
（表中の「▲」に該当するケース）

ウ 双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

〔表中の「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。〕

⑤ 研究課題の研究分担者として参画する研究者が、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合【「研究分担者→研究分担者」型】

一人の研究者がある研究課題に研究分担者として参画するとともに、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、あるいは、既にある研究課題の研究分担者となっている研究者が他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合も、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、一部ですが、次のア、イの種類による重複の制限があります。

ア 一つの研究課題にのみ応募できる場合 （表中の「×」に該当するケース）

イ 継続研究課題を実施させるため、新規研究課題の応募ができない場合
（表中の「▲」に該当するケース）

(3) 受給制限のルール

重複制限のうち、「双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合にはいずれか一方の研究課題の研究のみ実施する」もの（受給制限）の取扱いは以下のとおりとします。

「■」又は「□」に該当する応募で双方が採択された場合

ア 「研究代表者」と「研究代表者」の場合（特別推進研究の研究代表者と他研究種目の研究代表者の場合など）に、重複制限の結果、定められたルールにより甲欄又は乙欄の研究種目のみを実施することになった場合、実施しない研究課題については廃止（又は辞退）しなければなりません。

イ 特別推進研究の研究代表者と他研究種目の研究分担者の重複制限の結果、特別推進研究の研究課題（研究代表者）のみ実施することになった場合には、特別推進研究以外の研究課題については、「研究分担者」を削除しなければなりません。

なお、「研究分担者」を削除すると研究が継続できない研究課題は、廃止（又は辞退）しなければなりません。

ウ 特別推進研究の研究分担者と他研究種目の研究代表者の場合の重複制限の結果、特別推進研究の研究課題（研究分担者）のみ実施することとなった場合には、実施できない研究課題については廃止（又は辞退）しなければなりません。

(4) その他の留意点

- ① 重複制限ルール上重複応募等が可能な場合であっても、「多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくなるよう」十分留意してください。あわせて、5頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容にも十分留意してください。
- ② 継続研究課題の研究組織に変更があった場合など、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。
- ③ 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複応募制限は、研究者（研究代表者又は研究分担者）に着目して適用されます。
- ④ 「重複制限一覧表」の確認に当たり、新学術領域研究（研究領域提案型）総括班研究課題への参画形態は特殊である（11頁～12頁参照）ため、次の点に注意してください。
 - ア 「新学術領域研究（研究領域提案型）総括班研究課題の研究代表者」は、「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係を「重複制限一覧表」の該当欄で確認してください。
 - イ 「新学術領域研究（研究領域提案型）総括班研究課題の研究分担者」は、「一般の計画研究（総括班研究課題以外の計画研究）への参画形態（研究代表者又は研究分担者）」と「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係により「重複制限一覧表」で確認してください。
- ⑤ 受給制限により研究廃止する継続研究課題が、ア）平成26年度が最終年度であり、かつ、イ）平成24年度以前に採択された研究課題である場合には、研究代表者は、当該研究課題の研究成果報告書を平成27年6月20日～30日までの間に提出しなければなりません。
- ⑥ 日本学術振興会が公募する研究種目において、「研究代表者又は研究分担者として応募しようとする者」又は「平成26年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者又は研究分担者となっている者」に係る重複制限については、別表5「日本学術振興会が公募する研究種目に関する重複制限一覧表」を確認してください。

- ⑦ 日本学術振興会が交付する科研費（基金分）で、最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う場合を除く。）を行う場合には、研究期間を延長した研究課題と、新たに応募しようとする研究課題の間においては、重複制限は適用されません。

ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む）との間においては、重複制限が適用されます。

- ⑧ 平成26年度より、日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）が受入研究機関において応募資格を得た場合には、「新学術領域研究（研究領域提案型）の公募研究」、「基盤研究（B・C）」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究（A・B）」に限り応募することが可能になりました。

重複制限の確認に当たっては、特別研究員奨励費の交付を受けていない場合においても、別表5「日本学術振興会が公募する研究種目に関する重複制限一覧」を確認してください。

また、日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD）が、採用期間中に重複制限が適用される研究種目へ応募することは認められません。

このため、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。

別表4 「新学術領域研究（研究領域提案型）」に関する重複制限一覧表

1) 「研究代表者（新規・継続）（甲欄） → 研究代表者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）について研究代表者として応募しようとする者又は平成26年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

乙欄			新学術領域研究 (研究領域提案型)						特別 推進 研究	基盤 研究 (S)	基盤研究 (A)		基盤研究 (B)			基盤研究 (C)		若手 研究 (A)	若手 研究 (B)	挑 戦 的 萌 芽 研 究	
			甲欄と同一の 研究領域			甲欄以外の 研究領域					一般	海外 学術 調査	一般	海外 学術 調査	特設 分野 研究	一般	特設 分野 研究				
			新規領域		継続領域	計 画 研 究	公 募 研 究	計 画 研 究													公 募 研 究
			総 括 班	計 画 研 究	計 画 研 究																
新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規				
甲欄			代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者			
新学術領域研究 (研究領域提案型)	総括班	新規	代表者	-	/	/	×	■	×	■					■		■				
		継続	代表者	/	/		-	▲	▲	▲	▲					▲		▲			
	計画研究	新規	代表者		-	-	-	×	■	□						■		■			
		継続	代表者	/	/	/		-	-	▲	▲	□					▲		▲		
	公募研究	新規	代表者	/	/	/		-	-	□	◆	□									
		継続	代表者	/	/	/		-	-	□	◆	□									

2) 「研究代表者（新規・継続）（甲欄） → 研究分担者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）について研究代表者として応募しようとする者又は平成26年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として参画する場合の重複制限を示したものです。

乙欄			新学術領域研究 (研究領域提案型)						特別 推進 研究	基盤 研究 (S)	基盤 研究 (A)	基盤 研究 (B)	基盤 研究 (C)	挑 戦 的 萌 芽 研 究					
			甲欄と同一の 研究領域			甲欄以外の 研究領域									新規	新規	新規	新規	新規
			新規領域		継続領域	計 画 研 究	計 画 研 究	計 画 研 究											
			総 括 班	計 画 研 究	計 画 研 究														
新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規							
甲欄			分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者						
新学術領域研究 (研究領域提案型)	総括班	新規	代表者	-	/	/	×	×											
		継続	代表者	/	/		▲	▲											
	計画研究	新規	代表者		-	-	×												
		継続	代表者	/	/	/		-	-	▲									
	公募研究	新規	代表者	/	/	/		-	-										
		継続	代表者	/	/	/		-	-										

空欄：双方の研究課題とも応募できる

- ：同一研究領域内においては、研究代表者、研究分担者を問わず、一つの研究課題（総括班を除く。）にのみ応募できる（甲欄の継続研究課題を有する場合は、乙欄の研究課題に応募できない）
- ×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）
- ▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）
- ：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する
- ：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する
- ◆：甲欄の研究課題に加え、乙欄の研究課題に1件応募できる

斜線：甲欄、乙欄の重複応募はあり得ない

3) 「研究分担者（新規・継続）（甲欄） → 研究代表者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）について研究分担者として参画しようとする者又は平成26年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

乙欄				新学術領域研究 (研究領域提案型)						特別 推進 研究	基 盤 研 究 (S)	基 盤 研 究 (A)	基 盤 研 究 (B)	基 盤 研 究 (C)	若 手 研 究 (A)	若 手 研 究 (B)	挑 戦 的 萌 芽 研 究
				甲欄と同一の 研究領域			甲欄以外の 研究領域										
				新規領域		継続領域											
				総括 班	計画 研究	計画 研究	公募 研究	計画 研究	公募 研究								
				新規	新規	新規	新規	新規	新規								
甲欄				代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者		
新学術領域研究 (研究領域提案型)	計画研究	新規	分担者	-	-	-	×		□								
		継続	分担者	/	/	-	-	▲		□							

4) 「研究分担者（新規・継続）（甲欄） → 研究分担者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）について研究分担者として参画しようとする者又は平成26年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として参画する場合の重複制限を示したものです。

乙欄				新学術領域研究 (研究領域提案型)				特別 推進 研究	基 盤 研 究 (S)	基 盤 研 究 (A)	基 盤 研 究 (B)	基 盤 研 究 (C)	挑 戦 的 萌 芽 研 究
				甲欄と同一の 研究領域			甲欄以外の 研究領域						
				新規領域		継続領域	計画 研究						
				総括 班	計画 研究	計画 研究	計画 研究						
				新規	新規	新規	新規						
甲欄				分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者		
新学術領域研究 (研究領域提案型)	計画研究	新規	分担者	-	-	×							
		継続	分担者	/	/	-	▲						

空欄：双方の研究課題とも応募できる

－：同一研究領域内においては、研究代表者、研究分担者を問わず、一つの研究課題（総括班を除く。）にのみ応募できる
（甲欄の継続研究課題を有する場合は、乙欄の研究課題に応募できない）

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

斜線：甲欄、乙欄の重複応募はあり得ない

別表5 日本学術振興会が公募する研究種目に関する重複制限一覧表

1) 「日本学術振興会が公募する研究種目（甲欄） → 研究代表者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（日本学術振興会が公募する研究種目）について研究代表者又は研究分担者として応募しようとする者、又は、平成26年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者又は研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。
 なお、本表に示す種目以外の日本学術振興会が公募する種目と、乙欄の研究課題との間には、重複制限はありません。

甲欄 \ 乙欄		新学術領域研究 (研究領域提案型)			
		総括班	計画研究	公募研究	
		新規	新規	新規	
		代表者	代表者	代表者	
特別推進研究	新規	代表者	×	■	■
	継続	代表者	▲	▲	▲
	新規	分担者	×		
	継続	分担者	▲		
基盤研究（S）	新規	代表者	□		
	継続	代表者	▲		
基盤研究（B）	特設分野研究	新規	代表者	□	□
基盤研究（C）	特設分野研究	新規	代表者	□	□
若手研究（S）		継続	代表者	▲	▲
特別研究員奨励費 (特別研究員)	新規	代表者	▲	▲	
	継続	代表者	▲	▲	
研究活動スタート支援		継続	代表者	□	□

2) 「日本学術振興会が公募する研究種目（甲欄） → 研究分担者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（日本学術振興会が公募する研究種目）について研究代表者又は研究分担者として応募しようとする者、又は、平成26年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者又は研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として応募する場合の重複制限を示したものです。
 なお、本表に示す種目以外の日本学術振興会が公募する種目と、乙欄の研究課題との間には、重複制限はありません。

甲欄 \ 乙欄		新学術領域研究 (研究領域提案型)	
		計画研究	
		新規	
		分担者	
特別推進研究	新規	代表者	■
	継続	代表者	▲
	新規	分担者	
	継続	分担者	

空欄：双方の研究課題とも応募できる

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

■：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する

□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

3 応募書類の作成・応募方法等

(1) 応募の手続きに当たって留意していただくべきこと

今回応募する研究種目について、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「新規の研究領域」に応募する場合と、それ以外に応募する場合において応募の手続きが異なりますので、応募に当たっては、以下の内容を十分確認してください。

(i) 「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「新規の研究領域」に応募する場合

「新規の研究領域」については、まず領域計画書を審査してヒアリング対象領域の選定を行い、選定された領域について研究計画調書とあわせて最終的な審査を行います。このため、応募書類については、

- ① 応募時に提出する書類（領域計画書）
- ② ヒアリング対象領域選定後に提出する書類（領域計画書及び研究計画調書）

の二段階で書類を提出していただくことになります。

応募書類の提出に当たっては、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に提出してください。応募書類の作成・応募方法の詳細は以下のとおりです。

（「継続の研究領域」に応募する場合には、「(i) 新学術領域研究（研究領域提案型）」の「継続の研究領域（計画研究）」に応募する場合」及び「(ii) 新学術領域研究（研究領域提案型）」の「継続の研究領域（公募研究）」及び「新学術領域研究（終了研究領域）」に応募する場合」（31頁～33頁参照）を確認してください。）

応募時に行うべきこと（応募時に提出する書類等）

1) 領域代表者による仮領域番号の取得及びスケジュールの伝達

領域代表者は、まず、仮領域番号を取得することが必要です。

このため、領域代表者は、研究機関から付与されたe-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、仮領域番号発行情報を入力し、所属する研究機関から「仮領域番号」を取得するとともに、各計画研究の研究代表者となる者に「仮領域番号」及び領域代表者への応募情報の提出スケジュールを伝達してください。

2) 計画研究（総括班研究課題を含む）の研究代表者による応募情報（Web項目）の入力

① 計画研究の研究代表者は、研究機関から付与されたe-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、「応募情報（Web入力項目）作成・入力要領」に基づき、応募情報（Web入力項目）を入力し、応募情報（PDFファイル）を作成してください。

② 作成した応募情報（PDFファイル）の内容に不備がなければ、確認完了・提出処理を行ってください。（所属する研究機関に応募情報（PDFファイル）を提出したことになります。研究機関による確認がなされた応募情報（PDFファイル）のみ、電子申請システムにより領域代表者に提出（送信）されます。なお、研究機関により確認された応募情報（PDFファイル）の内容については、領域代表者が却下した場合を除き、確認後に変更することはできません。）

<計画研究（総括班研究課題を含む）の研究代表者が作成する書類>

「応募情報（Web入力項目）」（研究計画調書の一部） ※

電子申請システムにより入力
（領域代表者に提出し、領域計画書に反映）

※ 研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等。各計画研究の応募情報は各計画研究の研究代表者が入力し、領域代表者に提出してください。一度提出した応募情報は変更できません。

3) 領域代表者による領域計画書の作成

- ① 領域代表者は、各計画研究の研究代表者から提出された応募情報（PDFファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。
- ② 内容等に不備のない各計画研究の応募情報（PDFファイル）について確定処理を行ってください。
- ③ 「応募情報（Web入力項目）作成・入力要領」に基づき、「領域計画書」応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成した「領域計画書」応募内容ファイル（添付ファイル項目）を「電子申請システム」に添付して、領域計画書（PDFファイル）を作成してください。
 ※「領域計画書」応募内容ファイル（添付ファイル項目）の様式はID・パスワードの取得前でも文部科学省科学研究費助成事業ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm）から取得することができます。
- ④ 作成した領域計画書（PDFファイル）の内容に不備がなければ、**所属する研究機関が指定する期日までに、確認完了・提出処理を行ってください。**（所属する研究機関に領域計画書（PDFファイル）を提出したことになります。なお、研究機関により承認処理が行われた領域計画書（PDFファイル）の内容については修正等を行うことはできません。）

<領域代表者が作成する書類>

領域計画書（様式S-1-18） ※1	
「応募情報（Web入力項目）」※2	「応募内容ファイル（添付ファイル項目）」※3
電子申請システムにより入力 （研究組織及び経費欄の一部は各計画研究の研究代表者が入力し提出した応募情報が自動表示される）	「領域計画書」応募内容ファイル（添付ファイル項目）を作成し、電子申請システムに添付

※1 領域計画書は領域代表者が作成してください。一度提出した領域計画書は変更できません。

※2 領域名、応募額等応募研究領域に係る基本データ、研究領域の組織に係るデータ等、領域代表者が電子申請システムにより、領域計画書作成時に入力する部分（研究組織及び経費欄の一部は各計画研究の研究代表者が入力し提出した応募情報が自動表示される）

※3 領域の目的、領域推進の計画・方法等、領域全体の内容に係る部分

ヒアリング対象領域選定後に行うべきこと（ヒアリング対象領域選定後に提出する書類等）

1) 領域代表者によるスケジュールの伝達

ヒアリング対象領域に選定された領域代表者は、応募情報（PDFファイル）を提出した各計画研究の研究代表者となる者に、研究計画調書の提出及び提出スケジュールを伝達してください。

2) 計画研究（総括班研究課題を含む）の研究代表者による研究計画調書の作成

- ① 計画研究の研究代表者は、既に提出した応募情報（PDFファイル）に別途作成した応募内容ファイル（添付ファイル項目）を「電子申請システム」にアップロードして、研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

※応募内容ファイル（添付ファイル項目）の様式はID・パスワードの取得前でも文部科学省科学研究費助成事業ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm）から取得することができます。

- ② 作成した研究計画調書（PDFファイル）の内容に不備がなければ、確認完了・提出処理を行ってください。（所属する研究機関に研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになります。研究機関による確認がなされた研究計画調書（PDFファイル）のみ、電子申請システムにより領域代表者に提出（送信）されます。なお、研究機関により確認された研究計画調書（PDFファイル）の内容については、領域代表者が却下した場合を除き、確認後に変更することはできません。）

＜計画研究（総括班研究課題を含む）の研究代表者が作成する書類＞

研究計画調書（様式S-1-19） ※1	
「応募情報（Web入力項目）」※2	「応募内容ファイル（添付ファイル項目）」※3
「応募時に行うべきこと（応募時に提出する書類等）」（28頁参照）で作成した応募情報を使用（修正不可）	「応募内容ファイル（添付ファイル項目）」を作成し、電子申請システムにアップロードし提出 （ヒアリング対象領域選定後に作成）

※1 各計画研究の研究計画調書は各計画研究の研究代表者が作成し、領域代表者に提出してください。

※2 研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等。（「応募時に行うべきこと（応募時に提出する書類等）」（28頁参照）で作成した応募情報）

※3 研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る事項

3) 領域代表者による研究計画調書の確認

- ① 領域代表者は、各計画研究の研究代表者から提出された研究計画調書（PDFファイル）の情報を取得し、その内容等について確認してください。
- ② 内容等に不備のない各計画研究の研究計画調書（PDFファイル）について確定処理を行ってください。
- ③ 既に提出した領域計画書（PDFファイル）及び各計画研究の研究計画調書（PDFファイル）の内容に不備がなければ、**所属する研究機関が指定する期日までに**、確認完了・提出処理を行ってください。（所属する研究機関に領域計画書（PDFファイル）及び各計画研究の研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになります。なお、研究機関により承認処理が行われた領域計画書（PDFファイル）及び各計画研究の研究計画調書（PDFファイル）については修正等を行うことはできません。）

応募等の時期

「領域代表者」は、研究機関が行う諸手続の期限等に留意して、手続を進めて下さい。

「計画研究の研究代表者」（総括班研究課題の研究代表者（領域代表者）を含む。）は、領域代表者から伝達される研究計画調書等の提出スケジュール、研究機関が行う諸手続の期限等に留意して、手続を進めてください。

時 期	領域代表者	計画研究の研究代表者
随時	・各研究機関から研究者へ「ID・パスワード」を発行	
9月中旬～	・「仮領域番号」を取得 ・各計画研究の研究代表者に「仮領域番号」及び「応募情報（研究計画調書の一部）の提出（送信）スケジュール」を伝達	・領域代表者に「仮領域番号」及び「応募情報（研究計画調書の一部）の提出（送信）スケジュール」を確認
9月中旬～	・「領域計画書」の作成（応募情報の入力、応募内容ファイルの作成）	・「応募情報（研究計画調書の一部）」の入力 ・領域代表者から伝達された日までに提出
11月8日（金）	・各研究機関による「領域計画書」の提出（承認処理）の締め切り	
ヒアリング対象領域の選定		
3月上旬	・各計画研究の研究代表者に「研究計画調書」の提出（送信）スケジュールを伝達	
3月上旬～		・「研究計画調書」の作成 ・領域代表者から伝達された日までに提出
3月下旬	・各研究機関による「領域計画書」及び各計画研究の「研究計画調書」の提出（承認処理）の締め切り	

注）ヒアリング対象領域の選定について通知した後、「研究計画調書」の提出（承認処理）の締め切りまで3週間程度を予定していますので、速やかに対応できるよう御留意ください。

また、審査の進捗状況によってはヒアリング対象領域の選定以降のスケジュールについて変更する可能性がありますので御留意ください。

(ii) 「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「継続の研究領域（計画研究）」に応募する場合

領域設定期間の3年目にあたる研究領域は中間評価を受けますが、その研究領域の計画研究のうち、中間評価の結果、審査の必要があると判断された計画研究については、研究計画調書を提出（応募）する必要があります。

なお、応募が必要な計画研究については、中間評価実施後、領域代表者とその所属研究機関、ならびに対象となる計画研究の研究代表者の所属研究機関に文部科学省から通知する予定です。（10月上旬以降を目途）

また、計画研究の研究計画調書は、領域代表者を通じて提出する必要があります。

研究計画調書の作成

応募に当たっては、研究機関から付与されたe-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして、研究計画調書を作成する必要があります。

1) 計画研究（総括班研究課題を含む）の研究代表者による研究計画調書の作成

- ① 研究代表者は、応募する研究種目毎の「応募情報（Web入力項目）作成・入力要領」及び「研究計画調書作成・記入要領」に基づいて、研究計画調書を作成してください。

研究計画調書は次の2つから構成されます。

前半部分：「電子申請システム」により、応募情報（Web入力項目）（注1）を入力してください。

（注1） 研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等、研究代表者が「電子申請システム」によりWeb上で入力する部分

後半部分：応募内容ファイル（注2）の様式を文部科学省科学研究費助成事業ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm）から取得し、「電子申請システム」に添付して研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

（紙媒体による応募は受理しません。）

（注2） 研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る部分

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報（Web入力項目）	応募内容ファイルの様式
新学術領域研究（研究領域提案型） （計画研究（継続））	「電子申請システム」に 入力	S-1-20

- ② 作成した研究計画調書（PDFファイル）の内容に不備がなければ、確認完了・提出処理を行ってください。（所属する研究機関に研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになります。研究機関による確認がなされた研究計画調書（PDFファイル）のみ、電子申請システムにより領域代表者に提出（送信）されます。なお、研究機関により確認された研究計画調書（PDFファイル）の内容については、領域代表者が却下した場合を除き、確認後に変更することはできません。）

2) 領域代表者による研究計画調書の確定

- ① 領域代表者は、各計画研究の研究代表者から提出された研究計画調書（PDFファイル）の情報を取得し、その内容等について確認して、確定処理を行ってください。

② 全ての計画研究の研究計画調書（PDFファイル）の内容に不備がなければ、所属する研究機関が指定する期日までに、確定処理を行ってください。（所属する研究機関に各計画研究の研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになります。なお、研究機関により承認処理が行われた各計画研究の研究計画調書（PDFファイル）については修正等を行うことはできません。）

(iii) 「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「継続の研究領域（公募研究）」及び「新学術領域研究（終了研究領域）」に応募する場合

応募に必要な書類は研究計画調書です。

研究代表者は、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成する応募内容ファイル（添付ファイル項目）を電子申請システムに添付して研究計画調書（PDFファイル）を作成し、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に提出（送信）してください。

研究計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりです。

電子申請システムを利用した応募

応募に当たっては、研究機関から付与されたe-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして、研究計画調書を作成する必要があります。

1) 研究代表者として応募する研究者は、応募する研究種目毎の「応募情報（Web入力項目）作成・入力要領」に基づき、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成した応募内容ファイル（添付ファイル項目）を「電子申請システム」にアップロードして、研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

※ 応募内容ファイル（添付ファイル項目）の様式はID・パスワードの取得前でも文部科学省科学研究費助成事業ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm）から取得することができます。

2) 研究計画調書は、研究代表者の所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。

そのため、研究代表者は、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出（送信）してください。

なお、提出（送信）に当たっては、作成した研究計画調書（PDFファイル）の内容を十分確認の上、確認完了・提出処理を行ってください（所属する研究機関に研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになります。）。

研究計画調書の作成

研究代表者は、応募する研究種目毎の「応募情報（Web入力項目）作成・入力要領」及び「研究計画調書作成・記入要領」に基づいて、研究計画調書を作成してください。

1) 研究計画調書は次の2つから構成されます。

前半部分：「電子申請システム」により、応募情報（Web入力項目）（注1）を入力してください。

（注1） 研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ、研究組織に係るデータ等、研究代表者が「電子申請システム」によりWeb上で入力する部分

後半部分：応募内容ファイル（注2）の様式を文部科学省科学研究費助成事業ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm）から取得し、「電子申請システム」に添付して研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

（紙媒体による応募は受理しません。）

（注2） 研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る部分

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報 (Web入力項目)	応募内容ファイルの様式
新学術領域研究 (研究領域提案型) (公募研究 (新規))	「電子申請システム」に 入力	S-1-21
新学術領域研究 (研究領域提案型) (終了研究領域)		S-1-22

(2) 応募書類の作成に当たって留意していただくべきこと

作成に当たっては、次のような点について、内容に問題がないか確認してください。

① 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画 (商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)
- エ 業として行う受託研究
- オ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が 10万円未満の研究計画

② 研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者 (34頁 1)参照) は、研究計画の性格上、必要があれば研究分担者 (35頁 2)参照)、連携研究者 (35頁 3)参照) 及び研究協力者 (35頁 4)参照) とともに研究組織を構成することができます。(公募研究を除く)

なお、研究分担者及び連携研究者については、研究代表者と同様、応募時点において、次の要件を満たしていることが所属する研究機関(注)において確認されており、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要です。

ただし、研究協力者は、必ずしもe-Radに登録されている必要はありません。

また、下記の応募要件を満たす場合には、日本学術振興会の「特別研究員 (SPD・PD・RPD)」の研究分担者及び連携研究者としての参画も可能となりました。その場合には、研究種目の制限はありません。日本学術振興会特別研究員 (DC) 及び外国人特別研究員や大学院生等の学生は、研究代表者のほか、研究分担者及び連携研究者になることができません。

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者 (有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。) **であること**
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること (研究の補助のみに従事している場合は除く。)
- ウ 大学院生等の学生でないこと (ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者 (例：大学教員や企業等の研究者など) で、学生の身分も有する場合は除く。)

(注) 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程 (文部省告示) 第2条に規定される研究機関

(参考) 研究機関が満たさなければならない要件 (38頁参照)

<要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の業務に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。この場合には、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者及び連携研究者等になることもできます。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることができる時間が十分確保されていること

研究代表者及び研究分担者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者に当たり、不正な使用等を行った場合は、一定期間、科研費を交付しないこととされます。

また、研究者が、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている場合であっても、以下のとおり取り扱うことがあります。

- ・ 所属する研究機関の判断で、その研究活動を当該研究機関の活動として行わせることが適切ではないとした場合には、研究機関として、応募を認めない場合や、当該研究者による交付申請を認めず科研費の交付申請を辞退する場合があります。
- ・ 研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者から新規の科研費の応募があった場合には、審査の上採択されても、科研費を交付しません。また、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

1) 研究代表者（応募者）

ア 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。（注）

イ 研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合にあっては「研究分担者承諾書（他機関用）」を、同じ研究機関に所属する者の場合にあっては「研究分担者承諾書（同一機関用）」を必ず徴し、保管しておかなければなりません。

注) 研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中に応募資格を喪失し、責任を果たせなくなるが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めています。

こうしたことから、研究代表者を交替することは認めていません。

ただし、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「総括班研究課題」については、所要の手続きを経て、研究代表者（領域代表者）の交替を認められる場合があります。

ウ 研究代表者は、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成26年度に、その交付の対象としないこととされていないことが必要です。

2) 研究分担者

ア 研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者のことをいい、分担金の配分を受ける者でなければなりません（研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者であっても、分担金の配分を受けなければなりません。）。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究分担者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。

イ 研究分担者は、研究代表者と同様、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成26年度に、その交付の対象としないこととされていないことが必要です。

3) 連携研究者

ア 連携研究者は、研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する研究者のことをいいます。

なお、連携研究者は、補助事業者ではないため、分担金を受け主体的に科研費を使用することはできません。「研究分担者」と「連携研究者」の違いは、科研費制度上の位置付けの違いであって、研究活動における役割の軽重を表すものではありません。

イ 連携研究者は、研究代表者及び研究分担者と同様、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要です。

4) 研究協力者

ア 研究協力者は、研究代表者、研究分担者及び連携研究者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。

（例：ポストドクター、リサーチアシスタント（RA）、日本学術振興会の特別研究員（DC及び受入れ研究機関において応募要件を満たさないSPD・PD・RPD）、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、科学研究費補助金取扱規程第2条に基づく指定を受けていない企業の研究者、その他技術者や知財専門家等の研究支援を行う者等）

イ 研究協力者は、必ずしもe-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

③ 経費について次の要件を満たしていること。

1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む）を対象とします。

※ 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ア 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
- イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ウ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- エ その他、間接経費（注）を使用することが適切な経費

（注）研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。
今回、公募を行う研究種目のうち「新学術領域研究」には間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

④ その他留意していただくべきこと

- 1) 応募書類は、モノクロ（グレースケール）印刷を行い評価者に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。
- 2) 応募書類に含まれる個人情報は、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科研費の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、e-Radに提供する予定です（e-Rad経由で内閣府に情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります）。
なお、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究代表者氏名・交付予定額等）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により公開します。
また、採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報は、日本学術振興会審査委員候補者データベースに必要に応じて登録し、このデータベースの更新依頼は、毎年、研究代表者が所属する研究機関を通じて行います。（4月予定）
- 3) 「新学術領域研究」の応募に関しては、文部科学省の学術調査官（注）（プログラム・オフィサー）に相談をすることができますので、希望者は、文部科学省研究振興局学術研究助成課にお問い合わせください（102頁「問い合わせ先等」参照）。
（注）学術に関する事項について調査、指導及び助言に当たる大学等の研究者（文部科学省組織規則第53条、第62条）。科学研究費補助金の審査・評価に当たる審査会の議事運営、応募者からの相談への対応等を行う。
- 4) 「新学術領域研究」の継続の研究領域について、中間評価の結果等により研究領域が取り消された場合には、応募書類の提出があっても審査に付されないことがあります。また、公募研究の採択目安件数及び応募金額の上限が変わる可能性があります。この場合には、文部科学省から各研究機関に対してその旨を周知します。（10月上旬以降を目途）

IV 既に採択されている方へ

平成26年度に継続が予定されている研究課題（以下「継続研究課題」という。）の取扱いについては、次のとおりです。

研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている継続研究課題の取扱いについて

新規研究課題と同様、研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。